

事務連絡  
令和3年7月15日  
(令和4年3月15日改訂)

障害福祉関係施設等 施設長 様  
管理者 様

神戸市福祉局障害者支援課  
神戸市福祉局監査指導部  
障害福祉サービス指導監査担当  
介護保険サービス・法人指導監査担当

令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する  
サービス継続支援事業について(ご案内)

平素は、本市障害福祉サービスの推進にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要です。

障害福祉サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行うことを目的として、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行います。

ご希望のある障害福祉サービス等事業所・障害者支援施設等・相談支援事業所につきましては、以下のとおりエントリーを行ってください。

記

1. 対象事業所・対象経費

※詳細は神戸市のホームページを参照してください。

(1) 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援事業

①~⑤の事業所等が、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

※【 】内の具体的なサービス種別は神戸市ホームページの「別添1」を参照ください。

① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した事業所等（職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む）【通所系、短期入所、入所・居住系、訪問系、相談系】

② 濃厚接触者に対応した事業所等【短期入所、入所・居住系、訪問系】

③ 神戸市から休業要請を受けた事業所等【通所系、短期入所】

④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した事業所等【障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く）】

⑤ ①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る）【通所系】

(2) 障害福祉サービス等事業所との協力支援事業

①又は②いずれかの利用者に必要なサービスを確保する観点から、利用者の受入れや当該

事業所等への応援職員の派遣等、協力する事業所等において必要な経費を支援する。

① (1)の①又は③の事業所等

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所

## 2. 補助額

※詳細は神戸市のホームページの「別添1」を参照してください。

- ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額（他の補助金等の収入を用いている場合は、当該補助金等の交付の対象となった経費を除外した額）を比較して少ない方の額を補助額とします。
- ・1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
- ・施設・事業所ごとに、(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで助成することができます。

## 3. エントリー期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日 午前10時（※必着）

※スムーズな補助金支出のため、早期のエントリーを行ってください（感染症収束の翌月までにはエントリーするようにしてください）。

※令和3年度分は、令和4年3月中のエントリーが必要です。

## 4. エントリー・申請の流れ

- ・神戸市のホームページから、エントリーシート・経費一覧等をダウンロード、入力の上、Eメールにて神戸市福祉局監査指導部（「サービス継続支援事業」担当者）宛に送付してください。
- ・エントリーシート等の内容確認の上、補助対象となると思われる法人に対し、本市より申請書兼請求書等を送信します。

## 5. その他

- (1) 他の補助金等の収入を用いている場合は、本事業の対象外となります。
- (2) 「自費検査費用」（PCR検査費用）については、一定の要件があります（別添2参照）。
- (3) 令和3年4月1日以降の経費が補助対象となります。
- (4) 消費税抜きの額で申請してください。
- (5) ご質問等ある場合は、質問様式に記入し、神戸市福祉局監査指導部（「サービス継続支援事業」担当者）宛にEメールを送信願います（件名は「サービス継続支援事業に関する質問」としてください）。
- (6) 対象事業所・対象経費、エントリーシート等掲載場所  
神戸市のホームページ  
[https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai\\_corona/servicekeizoku.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/syogai_corona/servicekeizoku.html)
- (7) 問合せ先・エントリーシート等提出先  
神戸市福祉局監査指導部（「サービス継続支援事業」担当者）（メールアドレス）  
[kaigoshidou\\_chosa@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kaigoshidou_chosa@office.city.kobe.lg.jp)

神戸市福祉局監査指導部  
（「サービス継続支援事業」担当者）  
（障害）通所・施設 TEL：322-5232  
（障害）居宅 TEL：322-6326